

鈴鹿市訓令第 8 号

庁 中 一 般

出 先 機 関

鈴鹿市児童手当事務取扱要綱を廃止する訓令を次のように定める。

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市児童手当事務取扱要綱を廃止する訓令

鈴鹿市児童手当事務取扱要綱（平成 2 4 年鈴鹿市訓令第 1 4 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。